

第2節 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策

【現状と課題】

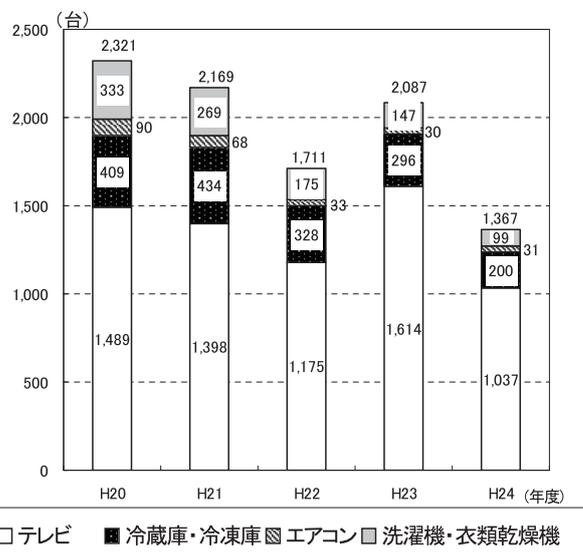
(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

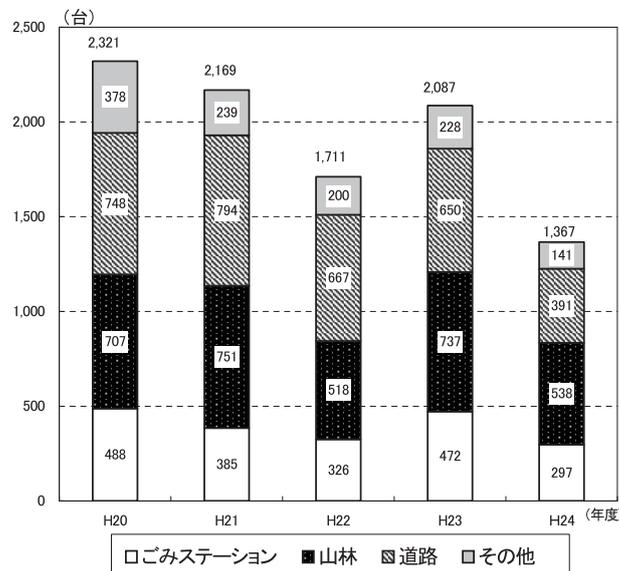
①品目別



(注) 衣類乾燥機は、平成 21 年度から対象。

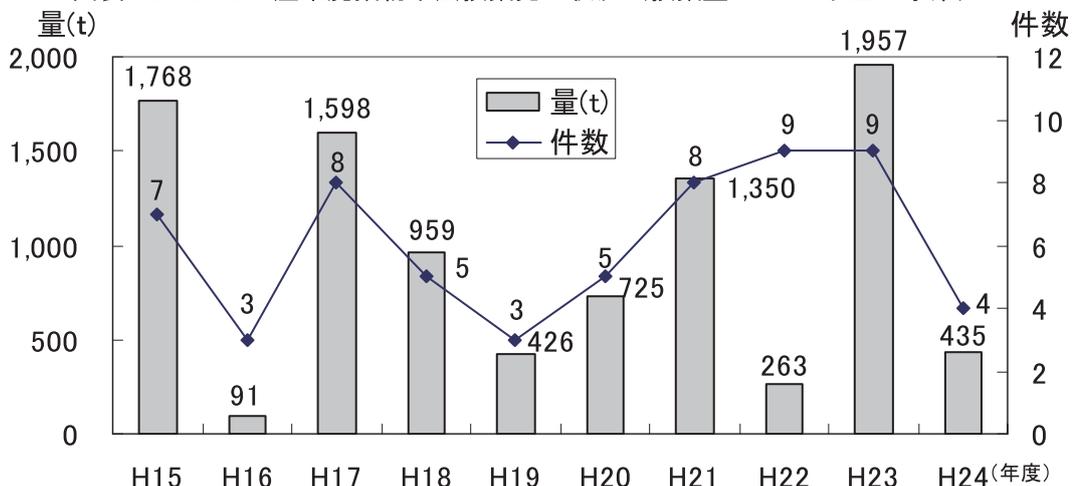
資料：県循環型社会課

②場所別



資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）

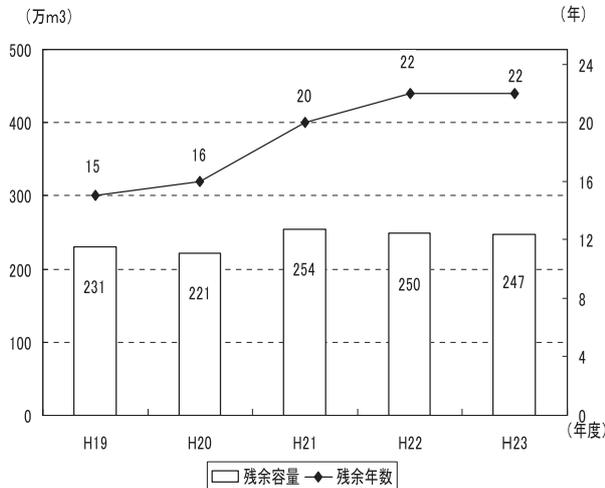


資料：県産業廃棄物対策課

(2) 最終処分場の状況

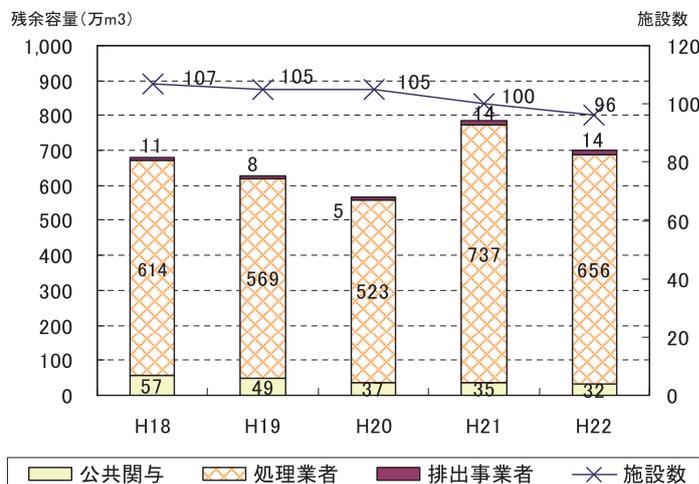
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 22 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁵	5	60	1	66	4	508	9	522	8.8
管理型最終処分場 ⁶	6	22	2	30	10	147	23	180	8.3
計	11	82	3	96	14	656	32	702	8.7

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設です。資料：県産業廃棄物対策課
 (注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動により大きく変動します(平成22年度埋立量：安定型59万m³、管理型22万m³)。
 (注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合があります。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 23 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	埋立容量 (千m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	35	1,937	83.6	昭和63年10月～	(財)広島県環境保全公社

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	5	4	0	設定なし
産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	6.4	8.7 (H22)	最終処分量の10年以上を確保	

5 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等)の最終処分場をいう。
 6 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理対策の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成24年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	58
ごみ処理施設	74
埋立処分地	42
浄化槽	35,100
計	35,274

資料：県循環型社会課

イ せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業 [循環型社会課]【新規】

県、市町等が連携・協力して、海ごみ対策を推進します。

【平成25年度内容】アンケート調査の実施及び海岸漂着ごみ対策連絡会の開催。

ウ 廃棄物循環利用システム構築事業 [循環型社会課]【新規】

市町単独では処理困難な一般廃棄物である廃タイヤについて、各市町の地域特性に応じた適正かつ効率的なリサイクルシステムの構築を目的とした検討を実施します。

【平成25年度内容】一般廃棄物である廃タイヤの適正処理システム構築のための調査・検討を実施。

(2) 処理施設の確保・維持管理

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	22年度		23年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	35	74	35	75
施設能力	2,802 kℓ /日	4,527 t /日	2,814 kℓ /日	4,534 t /日

資料：県循環型社会課

(3) 災害廃棄物の処理対策の推進

ア 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています。（累計4団体）

【平成24年度実績・平成25年度内容】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制確認。

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（平成24年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	730	66
産業廃棄物処理業者	743	86
計	1,473	152

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】排出ガスの行政検査を実施。（平成24年度：10施設）

ウ PCB廃棄物処理促進事業〔産業廃棄物対策課〕

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特措法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、（独）環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成24年3月31日）

種 類（単位）	保管中	使用中
高 圧 ト ラ ン ス（台）	797	366
高 圧 コ ン デ ン サ（台）	8,455	597
低 圧 ト ラ ン ス（台）	2,045	26
低 圧 コ ン デ ン サ（台）	20,912	110
柱 上 ト ラ ン ス（台）	289,744	163,000
安 定 器（台）	130,079	5,335
P C B（k g）	3,537	—
P C B を 含 む 油（k g）	491,234	—
感 圧 複 写 紙（ノーカーボン紙）（k g）	27,005	—
ウ エ ス（k g）	36,236	—
そ の 他 機 器（台）	2,556	1,284
届 出 事 業 所 数	1,675	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

7 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

エ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業）〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入，優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し，優良な処理業者の育成，業界の健全な発展を促進します。

実施主体	一般社団法人広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組みを支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組みを支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

【平成24年度実績】総額2,229千円を支援。

【平成25年度内容】産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入，優良認定の取得，社会貢献の活動を支援。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与廃棄物処分場整備事業 〔産業廃棄物対策課〕

【平成24年度実績・平成25年度内容】五日市処分場の後継処分場として，広島地域（出島地区）において新たな最終処分場を計画的に整備するとともに，今後の公共関与処分場のあり方について検討。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めます。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止します。

【平成 24 年度実績・平成 25 年度内容】平成 24 年度の実施状況は下表のとおり。平成 25 年度も引き続き不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。

項目	実施件数
車両によるパトロール	146
ヘリコプターによるパトロール	30
船舶によるパトロール	13
産業廃棄物運搬車両検査	74

資料：県産業廃棄物対策課

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官 OB 及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図ります。

【平成 24 年度実績・平成 25 年度内容】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、平成 24 年度は延べ 407 回出動。平成 25 年度も不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入して、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 24 年度実績・平成 25 年度内容】7 市 4 町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。（平成 24 年度立入検査実績：90 件）

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施します。

【平成 24 年度実績・平成 25 年度内容】平成 24 年度は協議会を 7 地区で開催。平成 25 年度も引き続き協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 24 年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の 5 団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【平成 25 年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリのこと。（FAX：082-211-5374）

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課] 【一部新規】

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図ります。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会、住民参加による不法投棄廃棄物及び海ごみの回収・撤去の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	1/2 以内
補助限度額	4,500 千円～15,000 千円/市町

【平成 24 年度実績】

実施市町数	主な事業内容						補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ	防止ネット、 防止柵	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	海ごみの回収 処理(住民参加)	
21 市町	14 市町	9 市町	8 市町	12 市町	14 市町	5 市町	47,044 千円

【平成 25 年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業 【新規】

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る） ② 海岸漂着ごみ撤去処分事業 海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処分等（危険な箇所や海上からしか接近できない海岸等、通常のボランティア清掃が困難な場所で行うものに限る。） ③ 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成 25 年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。